

2億5千万円食い逃げ官房報償費情報公開請求訴訟

訴 状

2010年（平成22年）1月6日

大阪地方裁判所 御 中

原告訴訟代理人

弁護士（代表） 辻 公 雄

外4名

当事者の表示－ 別紙当事者目録のとおり

訴 額 金1,600,000円

貼用印紙額 金13,000円

第1 請求の趣旨

- 1 内閣官房内閣総務官が原告に対し、2009年（平成21年）12月14日に行った内閣官房報償費の不開示決定処分のうち、2009年9月1日から同年9月16日までの間に2億5千万円の具体的支出を記載した政策推進費受払簿、出納管理簿、支出決定書、報償費支払明細書、領収書の不開示決定処分を取り消す。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

第2 請求の原因

はじめに

自民党が8月30日の総選挙で大敗し、民主党政権に交代する寸前に、河村長官が9月1日に金2億5千万円という内閣官房報償費という巨額の税金を、「食い逃げ」し「持ち去った」。

今までは月1億円の支出であった官房報償費が、わずか半月の間に、しかも政権交代が明白な時期に、これほど巨額のカネを何に使ったのか。この具体的使途が公開されないようでは、国民は真面目に税金を払う意欲すらなくするほど、政治不信を助長する行為である。

自民党政権下では、内閣官房報償費の使途が一切公開されなかった。公開されないから、このようなデタラメが行われる。政権交代した民主党の平野官房長官も、自らこのような官房報償費のカネを使いたいがために、腐敗した政権末期の食い逃げ事件を明らかにできない有様となっている。

今回の裁判は、政権末期において、自民党が食い逃げした2億5千万円の内閣官房報償費の具体的使途の公開を求めるものである。

1 情報公開請求と不開示決定

(1) ① 原告は、処分庁に対し、

2009年（平成21年）10月9日付で、自民党河村官房長官時代の2009年4月1日から同年9月16日までの内閣官房費の報償費について、開示請求をした（甲1号証）。

② 処分庁は、原告に対し、2009年（平成21年）12月14日付行政文書不開示決定通知書で、具体的に使途のわかる政策推進費受払簿、出納管理簿、支出決定書、報償費支払明細書、領収書の全てについて不開示とした（甲2号証）。

(2) 河村官房長官が9月1日に金2億5千万円を国庫から受け取ったことは公開されている(甲3号証)。

ところが、処分庁は、政権末期に食い逃げした2億5千万円の具体的使途の判る政策推進費受払簿、出納管理簿、支出決定書、報償費支払明細書、領収書についても、全て一切不開示処分とした。

今回、原告は、この2億5千万円の開示処分だけの取消を求めるものである(以下、この2億5千万円に関する処分を「本件不開示処分」といい、この使途を記載した文書を「本件対象文書」という)。

(3) 処分庁は、上記文書については、「報償費は、事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じてその都度の判断で最も適当と認められる方法により流動的に使用する経費であり、このような報償費の性格上、その具体的な使途に関する文書を明らかにすることは、事務の円滑かつ効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号に該当する。また、報償費の具体的な使途には、これを明らかにすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ、他国等との交渉上不利益を被るおそれがあるものがあり、法第5条第3号にも該当する。」として、情報公開法5条第6号、または5条第3号を理由として不開示処分にした。

2 本件不開示処分の違法性について

(1) 内閣官房報償費は、従前、月1億円が国庫から官房長官に交付されていた(甲3号証)。ところが、今回9月1日、国庫から当時の官房長官に交付されたカネは2億5千万円と巨額である。しかも、自民党の政権が終わり民主党に交代することが明らかになっていたわずか半月の間に、通常の2.5倍の内閣官房報償費を政府の政策推進のために支出することは不要であった。

自民党末期政権がこのカネを持ち逃げしたか、又は自民党の国会議員ら

に情報収集の対価として「政策推進費」名目で支払ったか、又は自民党の選挙対策費を「調査情報対策費」「活動関係費」として費消したか、その可能性が極めて高い支出である。もしそうだとすればこれは犯罪行為である。

したがって、このような国の税金を私的な用途に費消することを秘匿する必要性は一切ない。現民主党の平野官房長官がこのような2.5億円の使途の開示を拒否することは、自民党の政権末期の悪質な犯罪行為をうやむやする与野党・政治家同士の馴れ合いとしか考えられない。直ちに全面開示すべきである。

(2) 政策推進費受払簿（甲4号証「別記様式2」）について

政策推進費受払簿は、内閣官房長官が内閣官房報償費から自ら支出する政策推進費として使用する額を区分する都度作成される書類である。

これに記載される情報項目は、①「前回残額」、②「前回から今回までの支払額」、③「現在残額」、④「今回繰入額」、⑤「現在額計」、⑥作成年月日、⑦取扱責任者である内閣官房長官の氏名・押印、⑧事務補助者である内閣総務官室の職員の氏名・押印の8つの情報である。

この①ないし⑧の情報が開示されれば、「政策推進費に係る一定期間における支払総額や一定時点における繰入額」が明らかとなる。しかし、この情報内容自身は、一定期間内の支払総額等が明らかになるだけであって、これらの情報自身の保有している性格上、これらが開示されたことそれ自身によって、「国の事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は発生しない。

今回のケースは通常の月とは違い、政権末期で、民主党に交代することが明白な時期に、通常の5倍も費消したケースであり、大半は自民党の国会議員などに「政策推進費」名目で交付したか、大半は領収書などがなく、河村官房長官自らが、持ち逃げした可能性が極めて高いのであるから、「国

の事務又は事業の適正な遂行」とは無関係である。

よって、この文書は直ちに開示すべきである。

(3) 報償費支払明細書について

本件文書は、内閣官房報償費の使途を会計検査院に報告する文書である。その記載される情報項目は、①前月繰越額、②本月受入額、③本月支払額、④翌月繰越額その他、⑤支払年月日、⑥支払金額、⑦使用目的、⑧取扱者名、⑨備考等である。会計検査院に提出している文書であるから、これはもともと開示しても何の問題もない。

(4) 内閣官房報酬費出納管理簿（甲4号証「別記様式1」）について

本件文書は、内閣官房報酬費の出納管理のため、月ごとにまとめたうえで、更に当該年度の累計額を記載して、当該年度等における報償費全体を一覧できるように作成された文書である。記載されている情報項目は、「支払相手等」の欄を除けば、結局は前記文書の項目と大差のないものである。

この対象文書の開示によって、大半は自民党の国会議員などに「政策推進費」名目で交付したか、大半は領収書などがなく、河村官房長官自らが持ち逃げした可能性が高い「支出」か、又は自民党の選挙対策のための料亭などでのつけ回しである。よって「公務の遂行」に実質的な支障がある可能性はなく、法的保護に値する程度の蓋然性もない。

ちなみに、この出納管理簿の「支払相手等」の欄には「(注) 本欄は記載した場合、支障があると思われる場合は省略することができる」と記載されている。今回のケースでは、恐らく自民党のための食い逃げの可能性が高い点から、「支払相手等」は殆ど記載されていない可能性が高いから、開示されても何の支障もない。

(5) 支払決定書（甲4号証「別記様式3」）について

これは、調査情報対策費、活動関係費につき、その支払決定を行う都度作

成されるものである。

すなわち、前記の内閣官房長官自らが支払う政策推進費以外の目的の支出につき作成されるものである。

これに記載される情報項目としては、①作成日付、②支払金額、③支払目的、④支払相手方等、⑤内閣官房長官及び事務補助者の氏名・押印、⑥支払及び確認を行った日付が含まれる。

ところで、これらの情報項目の開示によって、支払目的が調査情報対策費か活動関係費かの区別、支払相手方である情報収集・協力依頼の相手方、また、会合に利用した場所の業者や交通事業者が明らかになる。

今回のケースでは自民党の選挙対策費に使った「会合費」「交通費」などであるから、この文書は相手先も含めて全部開示されるべきである。まして、自民党が政権から落ちた以上、これらの会合先、交通費の支払い先が明らかになっても、現政府の政策遂行には何の支障もない。

(6) 領収書等について

領収書は、政策推進費、調査情報費、活動関係費の三つの目的類型全ての支出に及ぶものである。

今回のケースでは、殆ど自民党政権が自己の為に費消したのである。「政策推進費」名目で、自民党の国会議員に「情報収集の対価」として配っている可能性が高いので、全ての領収書は開示されるべきである。

内閣官房報償費のうち、「政策推進費」を明らかにしない理由として、「政策推進費に係る領収書等に記載された情報が明らかになった場合には、当該領収書に係る特定の人物が、内閣官房長官と接触して、極めて機密性の高い重要事案について交渉を行い、あるいは合意形成に向けた関係者への働きかけ等の協力依頼や情報収集の依頼を受けてそれに要する活動費を得ていた事実が明らかとなると、今後その情報が入手できない」などと言わ

れてきた。

しかし、今回のケースでは、政権末期にこれほど巨額のカネを配って情報入手する必要があるとは思われないし、実際はしていない。

調査情報対策費の支払い先は、情報提供の相手方ではない。「会合」のための費用であり、支払い先は、ホテル、料亭等である。今回のケースは自民党の選挙対策費が大半であるから、これを全面開示する必要性が高い。

活動関係費の支払先は、交通費、書籍費、贈答品の慶事費、支払関係経費（銀行の送金手数料）等であって、これらを開示したとしても、情報の提供者の相手が判明するものでもない。

よって、2億5千万の「政策推進費」名目の支出、「調査情報対策費」名目の支出、「活動関係費」名目の支出は、政府の政策とは無関係の支出であるから、これに関する領収書を全て明らかにする必要性が高い。およそ「国の事務または事業の適正な遂行」という要件を欠いているものである。

以 上

証 拠 方 法

- | | |
|---------|--------------------------|
| 1、甲第1号証 | 平成21年10月9日付行政文書開示請求書 |
| 2、甲第2号証 | 平成21年12月14日付行政文書不開示決定通知書 |
| 3、甲第3号証 | 官房長官記者発表 |
| 4、甲第4号証 | 内閣官房報償費取扱要領 |

添 付 書 類

- | | |
|-----------|-----|
| 1 甲号証（写し） | 各1通 |
| 2 委任状 | 1通 |

当 事 者 目 録

〒630-0245 奈良県生駒市（以下、省略）

原 告 松 山 治 幸

〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31 OMMビル5階

弁 護 士 辻 公 雄

〒530-0047 大阪府北区西天満3丁目14番16号 西天満パークビル3号館8階

あさひ法律事務所（送達場所）

TEL06-6314-4188 FAX 06-6314-4187

原告訴訟代理人

弁 護 士 阪 口 徳 雄

弁 護 士 前 川 拓 郎

〒530-0047 大阪府北区西天満3丁目14番16号 西天満パークビル3号館10階

弁 護 士 徳 井 義 幸

弁 護 士 谷 真 介

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

被 告 国

代表者法務大臣 千 葉 景 子

〒100-8968 東京都千代田区永田町1丁目6番1号

処分行政庁 内閣官房内閣総務官 千 代 幹 也